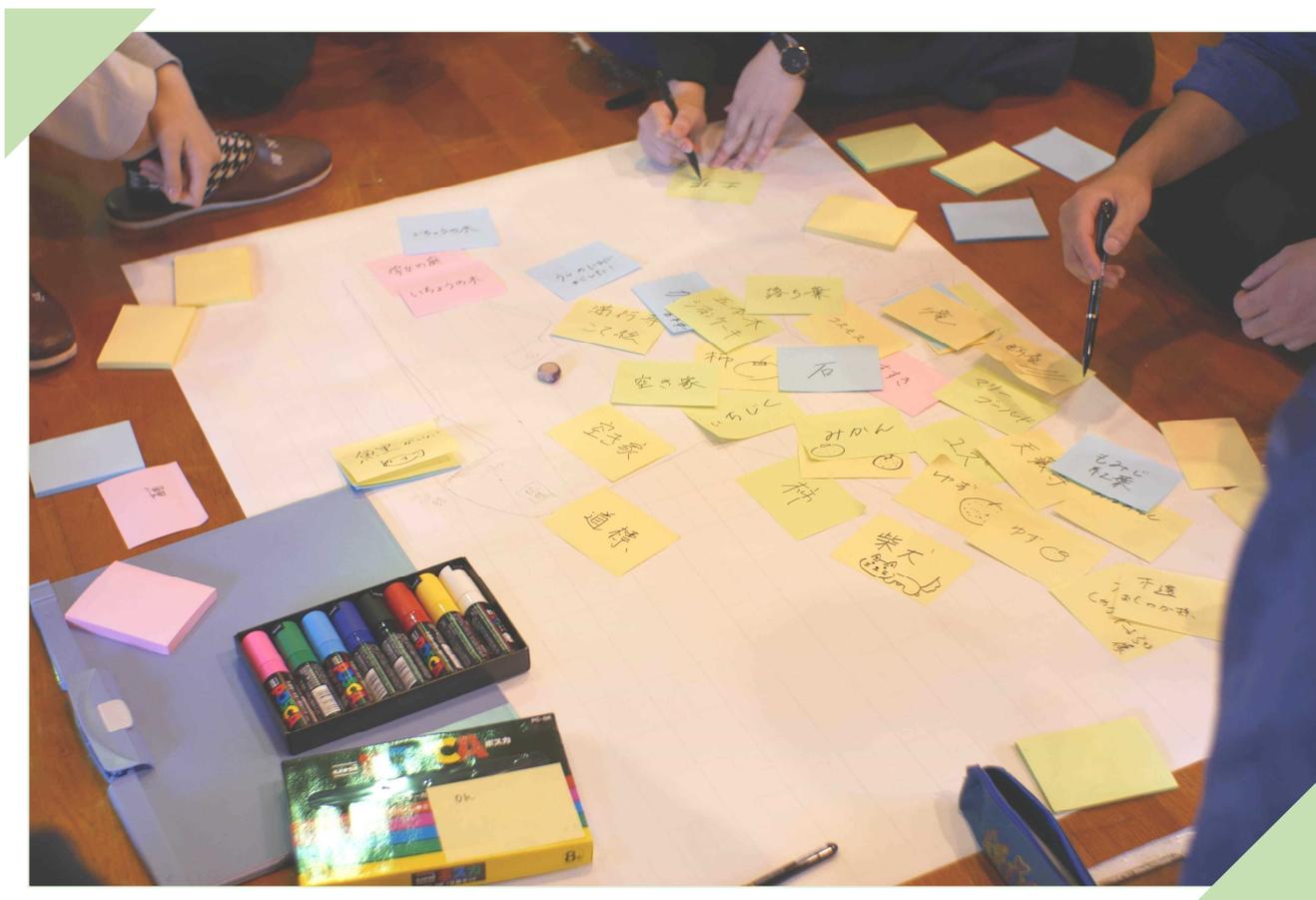


邑南町

地域運営組織設立・運営の手引き



令和5年●月

邑南町

はじめに

令和4年度から、10年後、20年後も安心して安全に暮らせる地域コミュニティのあり方について検討を進め、令和5年7月に「邑南町地域コミュニティのあり方基本方針」が策定されました。

今後も続くと考えられる全国的な人口減少で、これまで地域を支えてきた担い手の多くが高齢化によって支えられる側になります。こうした中で「暮らし続けられる地域をどうつくっていくか」、「伝統や文化をどう継承していくか」など、今後は各地区でさらなる検討が進められていくことと思います。

基本方針では、地区単位の「地域運営組織」をこれからの地域運営の担い手として位置づけています。本書は、各地区が地域運営組織の設立における進め方や決めることなどの基本事項、運営の基本をまとめた手引きです。本書を参考に、地域の伝統や文化など特性を踏まえた地域運営組織の設立に取り組んでいただけると幸いです。



邑南町の「地区」(公民館エリア)

地域 (平成の大合併前の町村)	地区 = 公民館エリア
羽須美地域	口羽 (くちば)、阿須那 (あすな)
瑞穂地域	市木 (いちぎ)、田所 (たどころ)、出羽 (いずわ)、 高原 (たかはら)、布施 (ふせ)
石見地域	井原 (いばら)、中野 (なかの)、矢上 (やかみ)、日貴 (ひぬい)、 日和 (ひわ)

目次

第1章 概要	<ol style="list-style-type: none">1. これからの地域コミュニティの目指す姿2. 邑南町の地域運営組織<ol style="list-style-type: none">(1) 地域運営組織とは？(2) 邑南町の地域運営組織の要件(3) 地域運営組織の役割
第2章 設立	<ol style="list-style-type: none">1. 設立の検討をはじめよう2. 地域の機運を高めよう3. 設立準備会をつくろう4. どんな組織にするか考えよう5. 規約案、活動計画案、年間予算案を検討しよう6. 設立総会を開催しよう
第3章 運営	<ol style="list-style-type: none">1. 地域運営組織の運営をはじめよう2. 理想的な運営サイクル3. 組織運営が安定したら次のステップに進もう
第4章 大切なこと	<ol style="list-style-type: none">1. 検討状況の共有と地域内の合意形成を大切にしよう2. 人材育成に取り組もう3. 活動の広報をしよう

【付録】

1. 会議の進め方
2. 規約例
3. 組織図の例
4. 町からの交付金

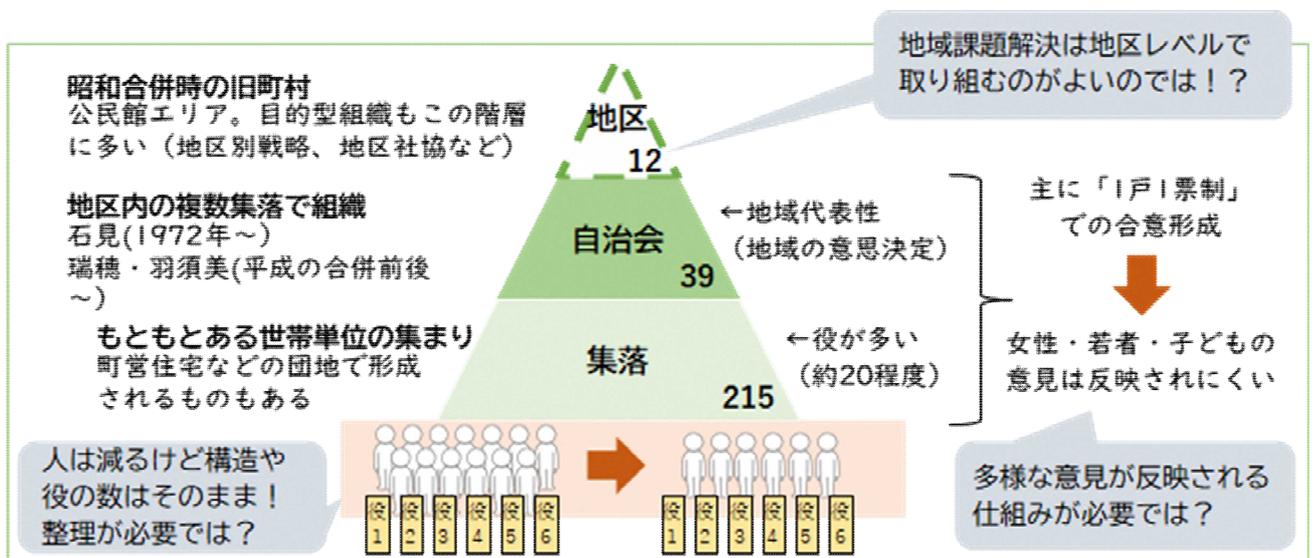
用語の定義

用語		定義
カ	活動計画	単年度の活動内容について定めた計画書
	検討会	地域の代表者等の会議
	合意形成	様々な意見から、互いの意見を納得いく形で一致させること
サ	設立準備会	住民の意見を踏まえて、地域運営組織のことを決める会議
タ	地域運営組織	地域で暮らす人々が中心となり、地域課題の解決に継続的に取り組む組織
	地域計画	地域の将来像や取り組みの全体像を示した中長期的な計画書
ワ	ワークショップ	多人数で気軽にテーマごとの意見やアイデアを出し合う場

1. これからの地域コミュニティの目指す姿

邑南町ではこれまで「地区（公民館エリア）」「自治会」「集落」の3階層の地域コミュニティがまちづくりの基盤を担ってきました。

しかし、少子高齢化や人口減少により、担い手不足などさまざまな課題が生じています。今後も人口減少は続く見込みであるため、人口維持の取り組みとともに「人が減っても安心して暮らせる地域」を目指していくことが必要です。



「人が減っても安心して暮らせる地域」にするためには、次のような要素が必要です。

- ・地域住民が主役のコミュニティ（それぞれの得意分野を生かした地域づくり）
- ・多様な主体が参加しやすいコミュニティ（一人一人の意見が反映される、関わりやすい仕組み）
- ・すべての人たちが安心安全に過ごせるコミュニティ（最低限の集落機能維持を支える仕組み）

これらを実現しつつ、地域課題の解決に向けて取り組む体制が「地域運営組織」です。

みんなが安心して暮らせる邑南町を守っていくナン！



2. 邑南町の地域運営組織

(1)地域運営組織とは？

地域運営組織とは、地域で暮らす人々が中心となって、自分たちで作った地域計画にもとづきながら、地域課題の解決に取り組む組織です。

※「地域運営組織」は一般的な呼称であり、実際の組織名は「地域づくり協議会」「まちづくり協議会」「地域自主組織」など地域によってさまざまです。

(2)邑南町ので地域運営組織の要件

邑南町では、下記6つの要件を満たす組織を「地域運営組織」と定義し、設立や運営を支援します。これらの要件を満たしていれば、それぞれの地区の現状や目指す姿にあった組織の形を自由に決めることができます。

項目	要件
①区域	基本的には地区（公民館エリア）を範囲とする組織。
②構成員	その地区で居住又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でも構成員になれる組織。
③地域代表性	地区の代表としての性格を持つ組織。
④規約	地区住民で合意を得て規約を定めた組織。
⑤民主性	地域の多様な主体が一体となって、民主的に運営し、地域づくりを行う組織。
⑥地域計画	地域計画を策定した組織。

①区域

基本的には、地区（公民館エリア）を範囲とします。地区は、^{くちば}口羽、^{あすな}阿須那、^{いちぎ}市木、^{たどころ}田所、^{いすわ}出羽、^{たかはら}高原、^{ふせ}布施、^{いばら}井原、^{なかの}中野、^{やかみ}矢上、^{ひぬい}日貫、^{ひわ}日和の12地区とします。

邑南町ではこれまで、自治会を基本とした地域づくりが行われてきました。しかし、「人口が減っても安心して暮らせる地域」をつくるための取り組みを行うには、現在の自治会よりも大きい単位の地区（公民館エリア）の単位で取り組んでいくことが適しています。したがって、邑南町では公民館エリアの単位で地域運営組織の設立を目指していきます。

②構成員

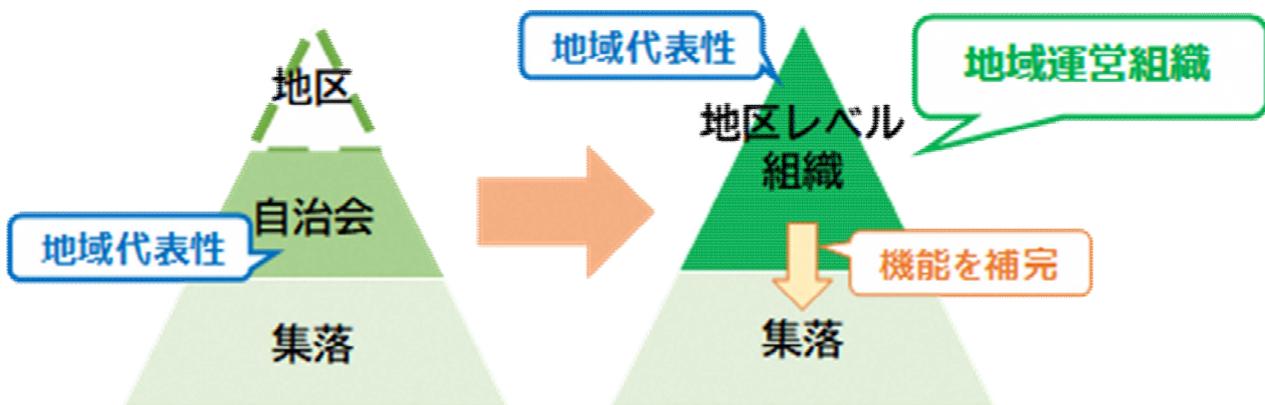
その地区で居住または活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でも構成員になれ

る組織とします。

③地域代表性

地域運営組織設立後は、これまでの「集落、自治会、地区」の3階層から、「集落、地域運営組織」の2階層になります。これに伴い、これまで自治会が持っていた地域の代表性が、地区単位の地域運営組織に移ります。したがって、地区の代表としての性格を持つ組織を1地区につき1組織のみ設立することとします。

自治会が複数ある地区では、自治会の今後のあり方について検討が必要です。



④規約

地区住民の合意の上で、規約を定めた組織とします。

⇒規約の例は●ページ、●ページを参照

⑤民主性

地区内の多様な人の意見を取り入れ、合意形成を行いながら民主的に運営する組織とします。

⑥地域計画

地域住民が中長期的なビジョンを共有し、効果的に取り組めるように「地域計画」を策定することとします。

⇒詳細は●ページを参照

(3)地域運営組織の役割

①集落機能の補完

集落は、地域コミュニティの基本単位として重要な役割を持っています。今後も集落

が地域にとって重要な役割を果たすこととなりますが、中には人口減少や高齢化に伴いコミュニティ機能を維持することが困難になっている集落もあります。そのため、地域運営組織が集落機能を補完していくことが期待されます。

②地域課題解決の取り組み

地域運営組織は、地域課題の解決を行う組織です。具体的には、以下のような取り組みを地域の課題に合わせて行います。

安心づくり

守

集落機能の支援や、高齢者・子どもの見守り、子育て支援、防災活動など安心して暮らせる地域を作るための取り組みを推進

《具体的な取り組み例》

- ・ 高齢者、子どもの見守り活動
- ・ 運動教室など健康づくり
- ・ 交流サロン等の設置・運営
- ・ 子どもの居場所づくり
- ・ 移動販売や配食サービス
- ・ 環境美化活動や啓発
- ・ 草刈り・除雪活動支援
- ・ 防災訓練や災害時の避難所運営 など

地域づくり

攻

長期的な視点での地域づくりに向けて、地域課題の把握や地域資源の掘り起こし・活用など地域振興への取り組みを推進

《具体的な取り組み例》

- ・ 空き家の把握
- ・ 移住者の受け入れ、アフターフォロー
- ・ 地域資源の掘り起こし・活用
- ・ 地域産業の振興
- ・ 農地・林地の保全 など

例

人づくり

共に地域をつくり、地域の魅力を次代へつなぐ担い手を育成するための人づくりを推進

《具体的な取り組み例》

- ・ 子ども活動の支援
- ・ 生涯学習活動
- ・ 次世代（担い手・子ども）の育成
- ・ 伝統文化の継承
- ・ 地域内広報活動 など

基盤



地域づくりの例「移住者の受け入れ」



人づくりの例「多世代で地域の将来を検討」

みなさんの疑問に
お答えするナン！



Q 1 これまでの自治会とは何が違うの？

自治会では、主に地域住民の親睦や慣習的な行事の継承を目的とした活動が行われています。一方、地域運営組織は上記の活動を継承しつつ、地域課題の解決のための活動を主目的とした活動を行います。

また、自治会は世帯単位の合意形成（1戸1票制）のところが多いですが、地域運営組織は住民全員による合意形成（1人1票制）のところが多いという特徴もあります。

Q 2 これまでの自治会はどうなるの？

地域運営組織が地域代表としての役割を担うにあたり、これまで地域の代表であった自治会のあり方を考える必要が生じます。対応として、

- ・自治会を廃止し、機能を地域運営組織に一本化する
- ・自治会を地域運営組織の「部会」のような形で残す

等が考えられます。地域で十分に話し合い、みんなが納得して自治会のあり方を決めましょう。

Q 3 地区別戦略事業（ちくせん）実施団体とは何が違うの？

共通しているのは、地区（公民館エリア）単位の組織で、活動計画を定め、地域課題解決のために活動する点です。一方、ちくせん実施団体は必ずしも地域の代表組織とはいええず、事業の実施を目的とした組織である地区が多いです。地域運営組織は自治会が持つ「地域代表性」を引き継いだ組織として、地区の総意をもとに活動する組織となります。

Q 4 地区別戦略事業（ちくせん）実施団体はどうなるの？

町の補助事業としての「地区別戦略発展事業」は、令和6年度までで終了します。そのため、ちくせんの事業を継続するか、組織をどうするかなど、今後の方向性を検討する必要があります。事業を継続する場合、

- ・地域運営組織を構成する団体の一つとして活動する
- ・事業内容に応じて地域運営組織の部会に入り、活動する
- ・地域運営組織とは別に、事業体として活動する

等の方法が考えられます。いずれにしても、これまでちくせん事業に関わってきた方々が

持つノウハウが地域運営組織で活かされるように工夫しましょう。

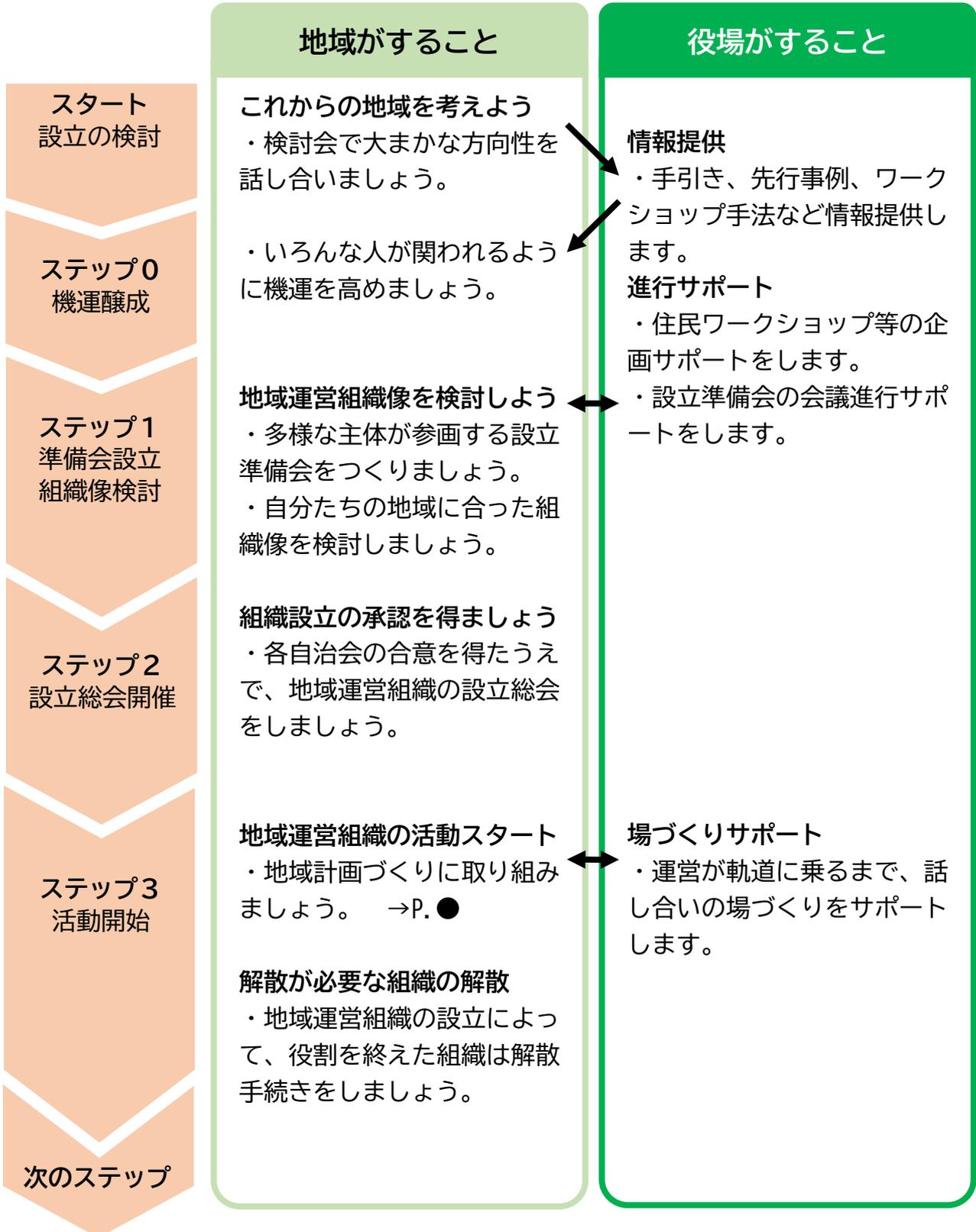
Q5 これまでの体制から変えるメリットは？

- ・ 同じ目的で活動する組織を統合したり連携を強化したりすることで、地域全体の負担が軽減したり、より効果的な活動ができるようになったりすることが期待できます。
- ・ 地域運営組織の常設の事務局を担う人材を設置することで、補助金や事業収入等を財源とした雇用が生まれる可能性が期待できます。
- ・ これまで集落が担ってきた機能の一部を、地区レベルの地域運営組織が業務として補完することにより、集落の負担が軽減されることが期待できます。

第2章

地域運営組織の設立

地域運営組織の設立にはいくつかのステップがあります。1つずつ丁寧に進めることで、地域ぐるみの組織となることが期待されます。



1. 設立の検討をはじめよう

地域運営組織の設立までには、組織のルールづくりや組織の体制、具体的な活動を考えるなど、いろんな準備が必要です。そのためにも、地域のさまざまな住民や団体が参加する設立準備会をつくり、協議を進める必要があります。

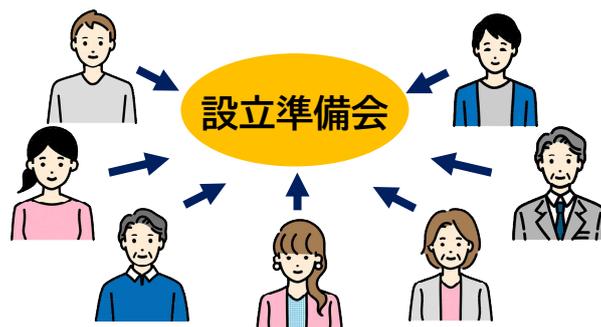
まずは、設立準備会の設置に向けて検討会を行います。検討会は、新たに作る必要はなく、自治会長の合同会議や地域の代表者が集まる既存の会議の中で行うこともできます。

■ 検討会と設立準備会

検討会		設立準備会
自治会の代表、公民館長 など	構成員	自治会の代表、公民館長、団体の長、若者、女性、移住者 など
数名	委員数	10～15名 (地域によってさまざまです。)
取り組みを開始する遅くとも1か月前	開始時期	取り組みを開始してから速やかに
地域運営組織設立の先行きをする 設立準備会の委員を選考する	役割	地区住民が話し合う機会をつくる 地域運営組織設立の準備(規約、組織体制、予算など)

☞ポイント

地域の様々な住民や団体が関われる設立準備会にしましょう。



- ・ 設立準備会は地区内のさまざまな住民有志や団体の参加を募りましょう。
- ・ 準備委員の選考方法や委員定数は地区内の各種団体への配慮が必要です。
- ・ 女性や若者を委員に入れ、多様性を持たせましょう。ただし、地域のことをよく知らない状況で準備会に参加しても意見が出にくいと思います。次ページ以降の機運醸成を行い、地域への知識・関心が高まったうえで参加してもらいましょう。

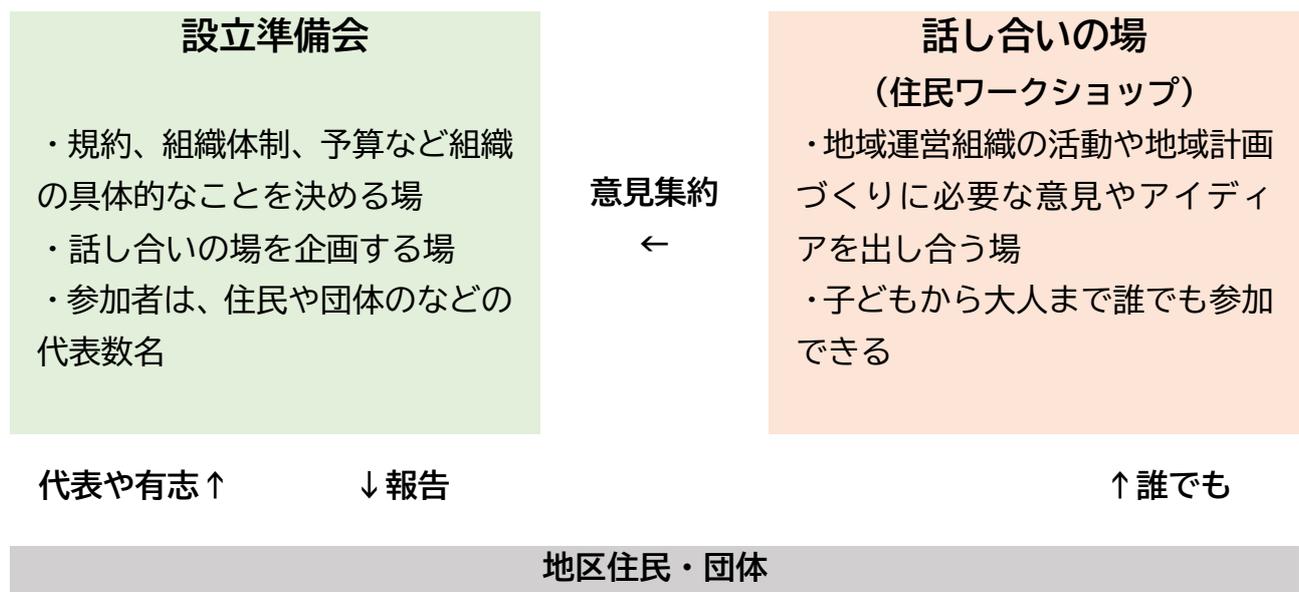
2. 地域の機運を高めよう

自分たちの地域のことはそこに住む住民みんなで決められることが大切です。一部の人の思いだけで進めるのではなく、地域全体が楽しみながら地域づくりに取り組めるよう、地域全体の機運を高めることが大切です。

地域ぐるみで考えるために・・・

地域運営組織の設立に向けては、いろんなことを決める必要があります。それを話し合い、決める場は設立準備会になると考えられます。しかし、設立準備会だけで検討した結果、「あれらがあの人たちつくったんだ」となってしまっただけでは、地域ぐるみの組織と言えなくなってしまいます。

そうならないためには、なるべく多くの皆さんが地域運営組織づくりに関わる必要があります。そのための手法として、誰もが参加できる話し合いの場（住民ワークショップ）を設けて、いろんな人の意見を集めることが大切です。



(1)これまでの地域での取り組みをふりかえろう（地域の棚卸）

まずは、将来どんな地域にしていきたいか話し合うための土壌づくりから始まります。地域のいいところや地域での現在までの活動や取り組み、地域の団体など、地域の現状を確認しましょう。

(2)住民ワークショップ、住民アンケート等の実施

将来どんな地域にしていきたいか、地域にどんな課題があり、どんな解決方法が考えられるかなど、できるだけ多くの住民が参加して意見を出すことができる話し合いの場（住民ワークショップ）をつくりましょう。

また、住民ワークショップには全員が参加できるわけではないので、なるべく多くの人の意見を聞くために全住民アンケートを実施し、意見の補完をすることも有効です。対象は“全世帯”ではなく“全員”とするのがポイントです。

住民ワークショップや住民アンケートを実施するタイミングは地域の良いタイミングで実施しましょう。



例) 子どもも交えてワークショップを実施（大田市志学地区）

(3)意識・ビジョンを地域内で共有しよう

地域の現状や課題を踏まえて、将来どんな地域にしていきたいか、この地域で暮らし続けるためにはどんなことが必要かなどを話し合ひましょう。

また、地区住民に地域のビジョン（将来像）を共有しましょう。

☞ポイント

いろんな世代が参加できるように工夫しましょう

- ・いろいろな人が参加することで、見えない価値や課題に気づくことができます。
- ・意見が出やすくなるように、地域の実情が理解されるように努めましょう。
- ・若い人だけの会を持つなど、しっかりと情報を伝えることが大切です。
- ・世代によって出やすい時間帯や集まりやすい時間帯は様々であることも理解しましょう。



3. 設立準備会をつくろう

検討会で選考された委員による「設立準備会」を立ち上げます。

まずは中心メンバーで話し合いのたたき台をつくり、委員全員で確認しましょう。

(1) 設立準備会に必要な役職や人材

- ・会長、副会長、事務局が考えられます。

※会議などの運営は、中間支援組織や地域おこし協力隊がサポートします。公民館主事が業務に携わることも考えられます。

(2) 設立準備会の事務所

- ・公民館の事務所が想定されます。
- ・公民館の事務所にスペースがない場合は、公民館内の1室を利用したり、地域内で事務所を設けたりすることが想定されます。

(3) 設立準備会の規約

- ・行政への提出は必要ありませんが、設立準備会の話し合いの共通のルールとなるものなので、できるだけ作成するようにしましょう。
- ・地域運営組織立ち上げ支援の補助金等を受け取るために、設立準備会名義で新たな金融機関の口座を開設する場合には、金融機関に対して規約や役員名簿が必要です。

(4) 設立準備会の活動計画

- ・今後の活動を進めていく際に「何を」、「いつごろ」実行するのかという活動計画とスケジュールの素案を作ります。



	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
準備会役員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広報発行		○		○		○		○		○		○
ワークショップの実施												
住民アンケート												
・調査項目検討		→										
・配布・回収			→	→								
・集計・結果の広報					→	→						
組織像の検討												
・取り組み方針						→						
・部会、体制							→					
...												

(5)初会合で確認

- ・ 設立準備会の初会合を開催し、設立準備会の活動計画の承認、役員を選出を行います。

※規約を作成する場合は、規約についても承認を得ましょう。

(6)設立に向けた地域の合意を得ましょう

- ・ 地域運営組織の設立を進めるということを、地域に合意を得ておきましょう。

例) ・ 役員会で説明し、地域に合意を得る

- ・ 趣意書を配布・回収し、地域住民の合意を得る

4. どんな組織にするか考えよう

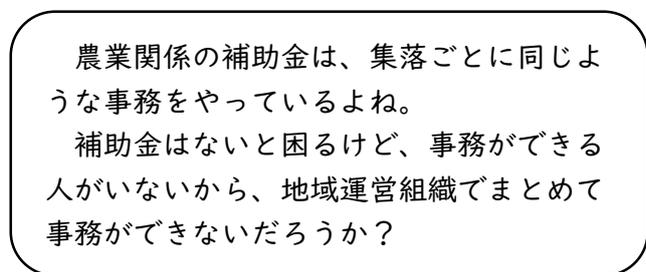
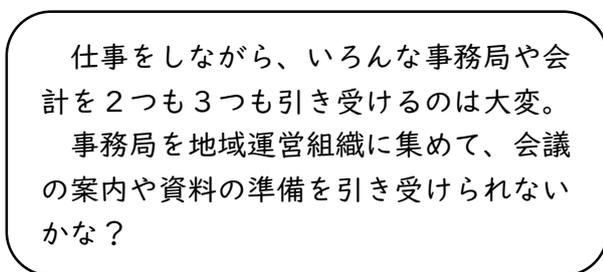
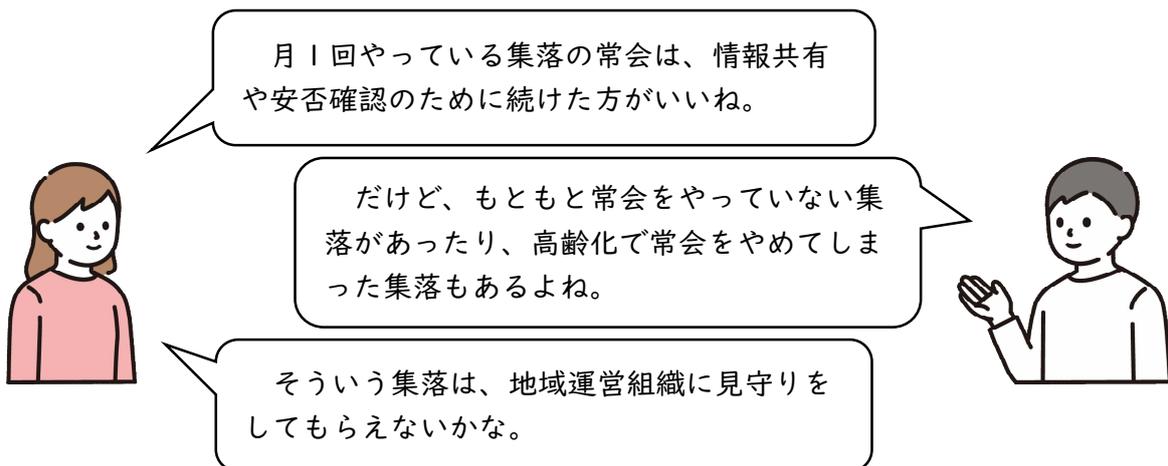
地域の現状や将来ビジョンを踏まえて組織づくりを進めていきます。地域運営組織の設立に向けて、組織の構成を検討します。

(1) 集落と地域運営組織の役割分担

集落は、地域運営組織の中核をなす団体として位置づけられます。また、集落長(班長)は集落の住民代表であり、それぞれの集落において自治活動を積極的に進めていただいている地域リーダーでもあります。集落長(班長)をはじめ集落が地域運営組織の原動力として参加することが必要不可欠です。

高齢化や後継者不足に悩む集落の負担が少しでも軽減でき、活動も維持できるように、地域内の各集落と地域運営組織の役割分担を行いましょう。

【集落と地域運営組織の役割分担の例】



(2)主な役職の役割

それぞれの地域や地域運営組織の規模や特徴によって、必要な役員の性質や数は異なります。組織を運営する会長、副会長、役員、事務局があり、実働部隊である各種部会が存在するのが一般的な形と考えられます。ただし、既存の組織が機能している場合は、部会制でなくとも団体間の連携ができるような体制も考えられます。

適正に予算が執行されているかを確認する監査機能も必要になります。

役職	主な役割
会長	地域運営組織を代表し、組織及び各部会等が実施する事業について掌握します。また、まとめ役として、役員や地区住民がそれぞれの立場で十分に力を発揮できるよう環境整備を行います。
副会長	会長を補佐し、会長が不在の時などは会長の代理を務めます。また、会長と連携して地域運営組織の運営を行います。
事務員	【事務】会長、事務員などの役員と連絡を取り合い、地域運営組織全体の実務を行います。地区住民や各種団体との窓口的な役割も担います。 【会計】地域運営組織の収入、支出に関する事務を行い、必要な帳簿書類を管理します。また、通帳の管理、現金の出し入れなど会計の実務についても担います。
地域マネージャー	地域内の関係団体間の調整や事業の企画など、地区住民と一緒に地域課題解決の取り組みの総合調整を行います（未定稿）
監事	地域運営組織の実施事業や会計のチェックを行い、事業や会計が会の目的に沿って適正に行われているか確認し、その結果を総会等へ報告します。
部会長	部会の責任者として、担当分野における地域運営組織の事業を実施する際に部会全体を指揮します。また、事業を実施する際には、部会を構成するそれぞれの団体・個人の役割を分担したうえで実施する必要があります。 部会の事業を遂行する上で必要となる会議を開催します。

(3)組織の構成

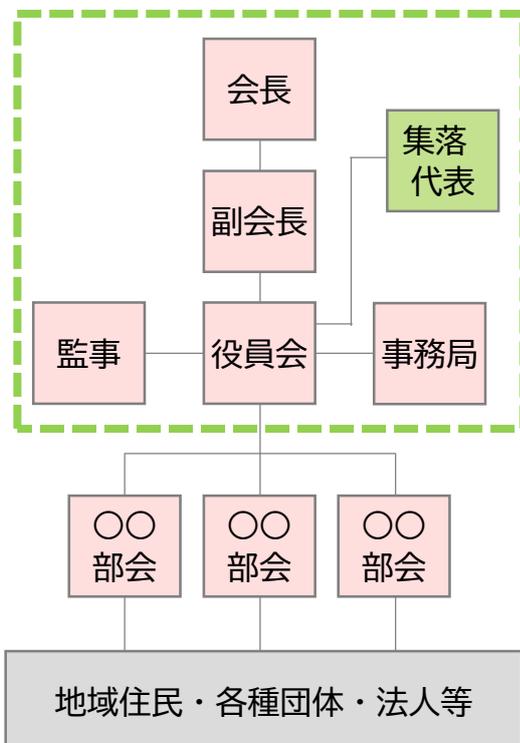
組織づくりの考え方には次の2つのパターンがあります。

- ①まったく新しい組織をつくる。
- ②今ある組織・団体を母体にして、地域運営組織に組織変更する。

組織名	特記事項
自治会	「地区」自治会の場合は取り組みやすい。
地区社会福祉協議会	地域の代表者で構成されている場合は組織変更しやすい。
公民館活動推進協議会	
地区別戦略実施団体	
地区レベルの振興会など	

次に、集落や地域内の団体と地域運営組織の関わり方を検討します。

ア 集落代表役員型

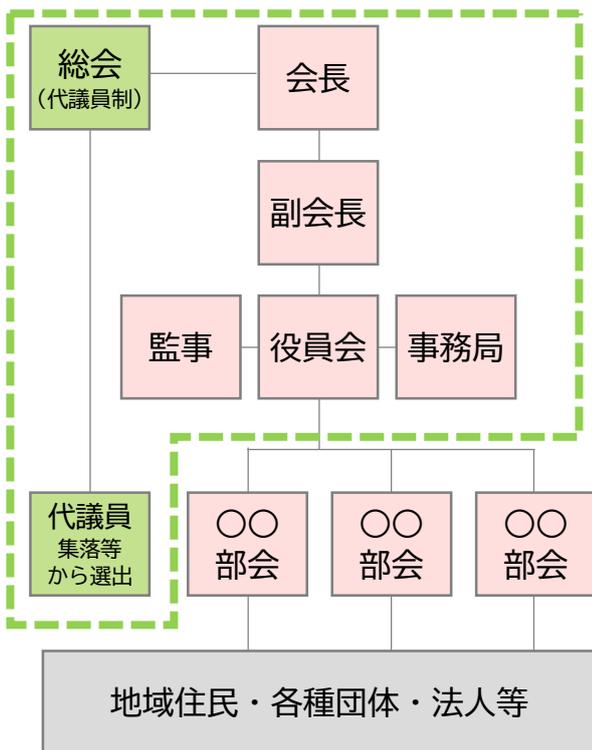


■特徴

集落代表が役員になるので、集落の意見を組織に反映させやすい。また、集落代表参加のもとで組織の意思決定をすることができるので、集落代表へ連絡する会議の必要がない。

集落代表が持ち回り制になっている場合は、役員間での活動意欲の差や情報伝達の得意不得意がある。

イ 集落代表部会型

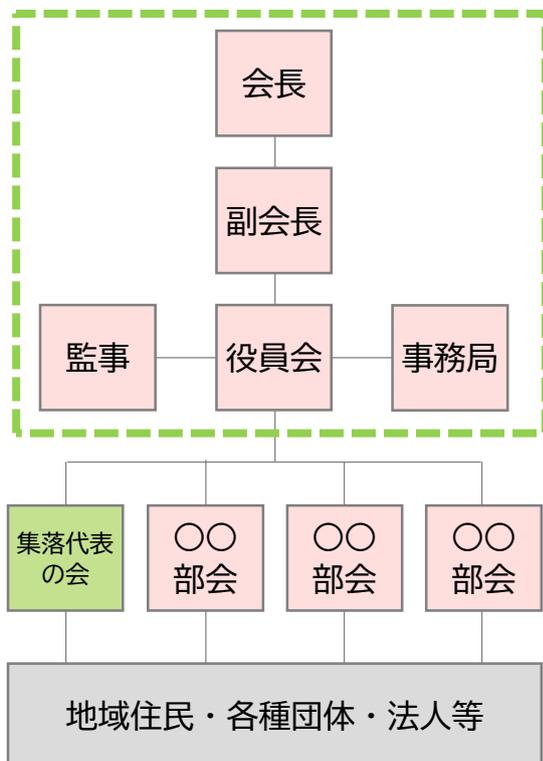


■特徴

集落代表の集まりが部会のような位置づけになるので、役員を選出方法次第で、組織の活動意欲や意思決定スピードを一定水準に保ちやすくなる。

役員会での決定事項を集落代表に伝える機会が必要になるが、定期的に集落と意見を交わす機会が確保できる。

ウ 代議員型



■特徴

集落代表は代議員となるので、役員を選出方法次第で、組織の活動意欲や意思決定スピードを一定水準に保ちやすくなる。

役員会での決定事項を集落代表に伝える手段が必要になる。

(4)組織の名称

- ・ 一般名称は「地域運営組織」ですが、住民にとって親しみやすい愛称をつけましょう。
- ・ 名称を決めるにあたっては、住民から募集してもいいかもしれません。
- ・ 区域を明確にするために、名称のどこかに必ず地区名を入れてください。
例) ○○地区振興協議会、○○地区自治協議会

(5)事務局の設置場所、事務局員の検討

- ・ 各種地域団体を束ねて活動を展開していくために、地域運営組織の事務局の設置場所や部会、役員会、総会といった会議などを行う拠点施設を検討します。
- ・ 拠点の例としては、公民館や地区内の空き施設等を活用することが考えられます。
- ・ 地域運営組織は常設の事務局を設置します。事務局の事務員は、ある程度地域のことを知り、書類作成や会計などの事務処理が出る人材が望ましいです。
- ・ 事務員や地域マネージャーは地域で人選をしていただくほか、地域で見つからない場合は、町も人材募集等を行います。

5. 規約案、活動計画案、年間予算案を検討しよう

地域運営組織は、町からの交付金や地区のお金を受け、年間を通じて地域づくりの活動を運営していく組織です。しっかりとした規約を作り、住民の意見を反映できる民主的な組織となる必要があります。

(1)規約の作成

- ・規約の原案を作成し、設立準備会で承認を得ましょう。

【規約の例】

〇〇地区 地域運営組織「△△△△」規約（例）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇地区 地域運営組織「△△△△」（以下、「本会」という。）と称し、事務所を〇〇〇〇〇〇内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本会は、邑南町〇〇地区（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、誰もが安心して暮らせるコミュニティの構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。

※規約例の全文は●ページに掲載しています。

(2)活動計画の作成

- ・まずは設立の次年度に実施する活動の内容やスケジュール、役割分担を決めた活動計画書を作成しましょう。

【活動計画書の例】

●●年度 ●●会 活動計画書	
1. 全体事業	
(1) 総会の開催	5月
(2) 企画会議の開催	随時（概ね月1回）
2. 総務部会	
(1) 広報誌の発行	毎月15日発行
(2) 防犯灯の点検	随時
3. 安心づくり部会	
(1) 高齢者サロンの開催	毎週●曜日
...	

(3)予算の作成

■収入

- ・地域運営組織の主な財源は町から交付する交付金になります。
- ・世帯からの負担金や特定事業の補助金なども財源として見込まれます。

【資金調達】

- 町からの交付金
- 会費
- 寄付金
- 募金・クラウドファンディング
- 事業収入、参加費
- その他の補助金

■支出

- ・組織運営のための必要な経費をリストアップしましょう。
- ・試験的な活動や初めの第一歩計画にある活動などの経費も盛り込みましょう。

■ 予算書の例

【収入】

区分	予算額	内訳
町交付金	###,000 円	●●交付金
会費	###,000 円	xx 世帯×###円（年間）
●●事業負担金	###,000 円	●●事業に対する〇〇からの負担金
活動収入	##,000 円	フリーマーケット収入
雑収入	#,000 円	預金利息等
合計	#,###,000 円	

【支出】

区分	予算額	内訳	
活動費	安心づくり部	###,000 円	高齢者サロン運営
	地域づくり部	###,000 円	フリーマーケット開催
	人づくり部	###,000 円	●●研修会
	小計	###,000 円	
事務費	人件費	###,000 円	地域マネージャー、事務員
	報償費	###,000 円	会議費用弁償
	消耗品費	##,000 円	事務用品
	通信運搬費	##,000 円	郵便代
	印刷費	##,000 円	広報
	備品購入費	###,000 円	机、イスなど
	予備費	##,000 円	
	小計	###,000 円	
合計	#,###,000 円		

6. 設立総会を開催しよう

地域運営組織の第1回会合（設立総会）を開催し、規約や活動計画、予算の承認、役員を選出を行い、組織運営をスタートさせます。

■ 役員を選出

- ・自治会の役員にこだわらず、若い世代や女性にも積極的に声をかけましょう。
- ・すべての役員が短期間で一度に交代することにならないよう配慮しましょう。

コラム：子どもの参画

地域づくりは、地域住民による地域の将来像をデザインしていく取り組みで、そこに地域の子どもたちが参画することはとても重要です。しかし、子どもたちの参画が形だけのものにならないように、ある程度民主的な参画の機会をつくっていく必要があります。

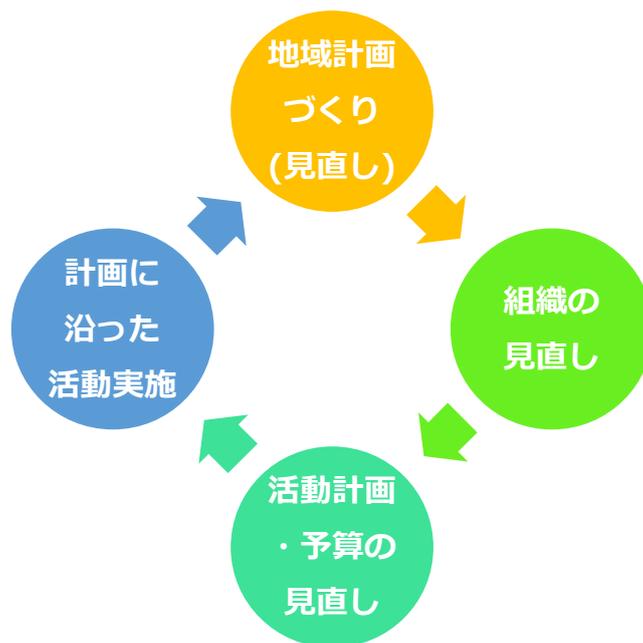
- ・参加は、子どもたちが取り組みの意図を理解したうえでの自主的な参加になるようにしましょう。
- ・誰が最終的な意思決定を行うかや自分たちの意見がどのように取り扱われていくかが子どもたちにもわかるようにしましょう。
- ・子どもが全過程に参加したいといえれば参加できるようにしましょう。
- ・すべての段階に子どもたちが関わる必要がない場合でも、これまでの流れや全体像、現在プロセスのどの段階に関わっているや子どもたちの役割などをよく知らせましょう。

1. 地域運営組織の運営をはじめよう

地域運営組織が設立され、いよいよ本格的に活動が始まります。

広域化・複雑化する地域課題は、解決に向けて長期的に取り組んでいく必要があります。

地域全体で共有した将来像の実現に向けて、活動に取り組んでいきましょう。



(1) 地域計画をつくろう

地域運営組織が設立されたら、設立段階で話し合ってきた地域の将来像を具体化していくための中長期的な計画として「地域計画」を作りましょう。計画づくりは、役員だけでなく、なるべくたくさんの住民が参画できるようにしましょう。

【地域計画とは】

暮らし続けられる地域をつくるために、地域住民等（団体、地区関係者含む）が、「地域課題解決」や「地域の新しい価値創造」に向けた数年間の取り組みを記した計画

【地域計画の例】

		〇〇な●●地区にしよう		
		安心づくり	地域づくり	人づくり
現状・課題		・病院までの移動手段が少ない ・休日に子ども・子育て世代の保護者が集える場が少ない	・どこ子どももかわからないようになってきている ・地域行事が多い ・地域の事務局・会計が多い	・地域内で情報共有ができていない ・若い人の意見が言える場がない
目指す姿	5年後の	・移動手段が確保される ・子どもや子育て世代が集いやすい場所がある	・いろんな世代が関われる機会が時々ある ・事務局・会計のスリム化	・いろんな人に情報が行き届く ・若い人の意見も取り入れられる
取り組み	取り組んで	・近所での送迎 ・サロンの運営	・田植ばやし ・夏祭り	・〇〇地区だよりの発行 ・総会の開催
みたいこと	今後取り組	・シェアカーの運行 ・拠点の土日開放	・各団体の行事を見える化し、調整する ・会計の統合に向けた団体間の協議	・同居者に地区だよりを見てもらえるようにする ・広報誌以外の情報発信 ・みらい会議の開催

📌ポイント

なるべくたくさんの地域の意見を集めましょう

地域計画の実施主体は、地域運営組織ではなく「地域(住民)」です。そのためには、なるべくたくさんの方が自分事として、捉えられるようにすることが必要です。

地域全体で取り組むためにも、たくさんの方の声を聴ける以下のようなことに取り組みましょう。

・住民ワークショップの開催

いろんな年代の住民が参加して、地域がどうなりたいか、自分たちができること、やるべきことなどについて検討します。

・住民アンケートの実施

全住民を対象としたアンケートの実施。

オンライン回答も可能にすると若い人の意見が集まりやすくなります。



なるべく具体的な計画にしましょう

計画が絵に描いた餅にならないように、次のようなことに気を付けてつくりましょう。

- ・現状や背景を明らかにしておく
- ・理想でも構わないので5年後の目指す姿を描く。
- ・課題に対して、何から取り組む、誰が中心に取り組むかを明確にしましょう。

「ワークショップはどんなことをすればいいの?」「アンケートはどんなことを聞けばいいんだろう?」「集めた意見をどうまとめていけばいいの?」というときは、ご相談ください。

【相談窓口】 邑南町役場〇〇課 電話・・・

(2)組織の見直しをしよう

策定した地域計画の活動を実施しやすいように、必要に応じて組織体制を見直すことも重要です。

- 「現在の部会が地域計画に対応していない」、「〇〇部会の人員体制では十分な活動が実施できない」など部会編成の見直しが必要であれば体制の見直しをしましょう。
- 現在の組織体制だけでは活動が難しい場合は、新たな連携体制なども検討しましょう。

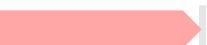
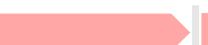
(3)活動計画・予算の見直しをしよう

地域計画に基づいて、次年度に実施する活動の内容やスケジュール、役割分担などを検討し、活動計画をつくりましょう。(P.●参照)

2. 理想的な運営サイクル

地域計画を作成し、体制を見直した後は、目指す地域像に向けて活動していくことになります。しかし、社会情勢は大きく変化していくことが予想されますので、概ね5年程度で見直しを行いましょう。

また、新たな地域課題の発生や法律改正、デジタル技術の進化など、計画期間中でも取り組みの方法を見直すことも必要となるかもしれません。

計画策定	1年目	2年目	3年目	4年目	計画見直し
 ・ワークショップなどの実施 ・組織体制、活動計画等の見直し	 ・活動実施 ・ふりかえり	 ・活動実施 ・ふりかえり	 ・活動実施 ・ふりかえり	 ・活動実施 ・ふりかえり	 ・活動の総括 ・ワークショップなどの実施 ・組織体制、活動計画等の見直し
取り組みA	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施＋見直し
取り組みB	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施＋見直し
取り組みC	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施	●●実施＋見直し

3. 組織運営が安定したら次のステップに進もう

組織運営が安定してきたら、地域内連携の強化や自主財源の確保など、次のステップに進んでいきましょう。

(1) 地域内連携の強化

地域内にはたくさんの事務局や会計があります。地域運営組織設立時には「連携」の関係にあった組織は、担い手不足の解消や事務処理の効率化に向けて、事務局・会計を統合することも考えられます。

(2) 自主財源の確保

地域によって、メインの取り組みは異なると思います。様々な補助金・助成金のメニューがあるので、テーマによってはそれらの活用を考えてみましょう。

- 自主財源の例)
- ・国や県の補助金
 - ・財団法人等の助成事業
 - ・中山間地域等直接支払交付金の加算措置



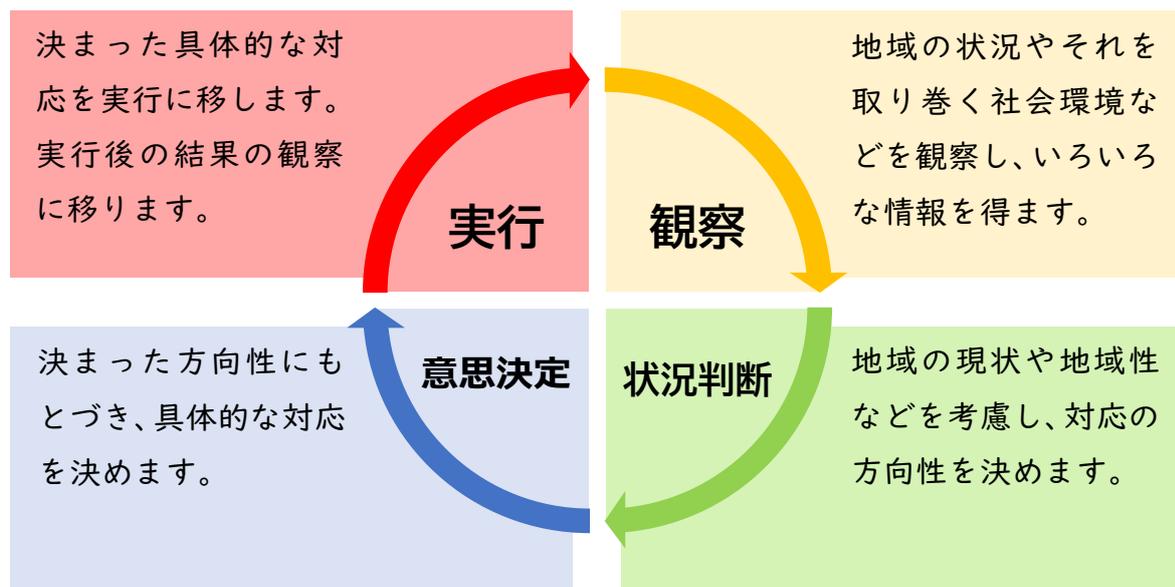
☞ポイント

地域計画づくりは新たな人材発掘のチャンス

- ・地域計画の作成過程ではたくさんの人に関わってもらうことが大切です。
- ・地域にはいろんなアイデアや特技を持った逸材が隠れているはずですよ。
- ・そんな逸材を見つけたら、その人たちが活躍できる場を作ることも考えていきましょう。

トライ&エラーでやってみましょう

- ・課題解決の方法に正解はなく、これまで上手くいっていたものでも、社会の変化等で上手くいかななくなることがあるかもしれません。
- ・状況を見ながら短いサイクルで改善を行うために、OODA ループを活用してみましょう。



- 例) 観察(Observe) : 地域内に情報が伝わっていない
- 状況判断(Orient) : 若い人向けに SNS での情報発信もしたほうが良いのではないか
- 意思決定(Decide) : 広報紙を SNS でも発信する
- 実行(Act) : SNS に投稿 (投稿後の反応を確認: 観察)

1. 検討状況の共有と地域内の合意形成を大切にしよう

(1) 検討状況の共有

地域運営組織の設立準備の段階では、設立準備会での協議内容などを随時、地域住民の皆さんにお知らせすることが大切です。これにより、直接参加していない方も地域の体制が変わろうとしていることを知ることができます。

(2) 合意形成

地域運営組織を設立する際には、地区の皆さんがしっかり納得したうえで検討を進めることが重要です。そうしないと、実際に運営する際に協力が得られなかったり、「一部の人たちで決めたこと」という認識が広がり、組織の地域代表性が保たれなくなったりするおそれがあります。より多くの人々の意見を反映するには、次のような手法があります。

◎ワークショップ

組織づくりや地域計画・活動計画づくりで、より多くの人から意見を引き出したいときに有効です。

◎総会の「1人1票制」

これまで多くの地区で採用されていた「1戸1票制」では、出席者が高齢男性に偏りがちでした。地区内の全員が議決権を持つ「1人1票制」では、女性や若い世代も票決に参加できるため、より多くの人々が「地区の意思決定に参加した」という意識を持つことができます。(必ず1人1票制にしなければならないというわけではありません。)



多くの人で意見を出し合うワークショップ

2. 人材育成に取り組もう

(1)活動の担い手となる人を増やす

地域運営組織を運営していくうえでは、担い手となる人材の育成は不可欠です。

取り組みの例

- ・組織内に若者団体を結成し、自主的に活動できる環境づくり
- ・地域計画づくり等の場での人材発掘、声かけ
- ・定年制を設けるなどして、意識的に役員や担い手の世代交代を行う

(2)事務局職員、地域マネージャーの育成

多様化している地域住民のニーズに応えながら、人口減少に対応した効率的な地域運営を行うには、地域運営組織の常設事務局職員や地域マネージャーがより専門的な知識や技能を身に付けることが必要です。



取り組みの例：町や専門機関が実施する研修への参加

(3)長期的に担い手を育てる取り組み

長期的には、地域に愛着を持った人を育てることが、地域の担い手の確保につながります。子どもを対象として、地域のことを知る活動を実施するなどの取り組みが考えられます。

3. 活動の広報をしよう

地域運営組織運営が本格的にスタートした後も、活動の広報は重要です。地域住民に活動内容を知ってもらうことで、より早く地域の代表組織として定着することができます。また、活動に参加してくれる人や、地区内外からの集客を増やすことにもつながります。

■ 広報誌（〇〇だより）の発行

- ・ 設立準備会の事務局で広報を担当し、全戸配布しましょう。設立準備会単独での作成以外にも、公民館だよりの紙面を借りてお知らせするのも良いでしょう。

【地域内広報誌の例】

① おたよりを作成するパターン

（A 3裏表で地区全戸配布）

C町 農林業・鳥獣害（地域ぐるみの農業）

島大×いばらMIRAI通信 第7号 (令和4年10月16日発行)

9月18日(日) 令和4年度 第2回井原進場開催しました

今年度、2回目の井原進場は「いばらMIRAIクラブ」が主催ワークショップ等を行いました。参加者は地区内秀吉村で23名の参加があり、なんと現役の飯南高校の生徒の参加もありました。地区内外、幅広い人達で井原地区のことを考えた会になりました。

「すぐにやるべき」であり、「確実にできる」ことは？

第1回の井原進場で「井原まつりプラン」の「重要だけどできていないこと」を参加者が挙げた結果、井原地区だけでは解決できないことや、誰がやるべきかが定まっていなかったことが多く見られました。今回は参加者ひとりひとりが自治体（自分からできる、誰かと一緒にできる）を持って、「確実にやるべきこと」「確実にできること」を今年度の第3回の井原進場で作成した「第3版井原進場まつり計画」を元に挙げていきました。参加者の意見はあくまで参加者目線の意見です。

次号（10月29日【土】）は島根大学 生涯と非営利地区のみなさまを囲います。昨年度でも好評だったので、お気軽にご参加ください。一緒に井原地区のことを考えていきましょう。

（発行先はMIRAIクラブ） 次のページへ...>

【地域内広報誌の例】

② 公民館だよりの誌面を借りるパターン

公民館だより（地区全戸配布）の1ページを自治会が使用。その1枠に検討状況を掲載。

鎮宅自治会 会員の皆様

誰もが安心して楽しく生活できるように願って

呉5、7、17 鎮宅自治会長 松島尚志

先週までの梅雨末期の豪雨で、日本各地に災害が起きていることが、テレビのニュース番組等で報道されていました。被災地に対し、心よりお見舞い申し上げます。九州や山口県、また県内の出雲地方という近い地域で「線状降水帯」と表現される長時間にわたる異常な降水量の雨が降ったことを知り、いつ当地区において同様の災害が起きるかわからないことを常に意識しておかなければならないという思いを新たにしました。

右の写真は、7月2日に行われた消防団の放水訓練の様子です。消防団員の有事を想定した住民の安全なくらしと財産を守るための重要な取組に改めて敬意を表します。

有事を想定して日頃から準備しておくことは、当然のことながら必要です。今回の豪雨災害の報道にふれて、「自治会が中心になって、住民の安全な生活を守る『共助』のしくみを作り上げることが重要なこと」と再確認した次第です。皆さん、防災意識を高く持ち続けましょう。

「自治会のあり方検討委員会」

自治会総会で提案しました今後の自治会の構成や活動について、各集落から3～4名の委員さんを選出して、検討する会議「自治会のあり方検討委員会」を行っています。

役員の増減みらい課のご協力を得ながら、今後の担い手が減少する状態を想定して、

「自治会のあり方検討委員会」について 原案を作成し、住民の皆さんに提案することをめざして活動しています。

第1回を7月5日（水）に行い、現状の自治会活動の課題について議論しました。

第2回は、7月18日（火）の予定です。「住民が主体的に自治会活動を行い、安心感と共に楽しく生活していくためにどうしたらいいか」という観点で協議を重ねます。

夏祭り

現在、これからの自治会のあり方を検討する特別委員会を設けて協議中です。そのことも踏まえて、今年度の夏祭りを「お試しスタイル」として、これまでになく新しい企画で行えないかと考え、計画中です。

【期日】8/11（金）～14（月）のうちで
【場所】布施公民館周辺
【内容】「たれもが（企画や運営をする者も参加する者も）楽しいものにしよう。」という考えをめざして企画します。詳しいことは決まり次第お知らせします。

防災避難訓練・防災研修

今年度も自治会と公民館の共催で、次のように行います。

【日時】8月27日（日）午前8時～
【内容】避難訓練（8:00～8:40）
防災研修（9:00～11:00）
【布施公民館にて避難所体験】

今年も日本の各地で豪雨災害が起きています。台風シーズンに備えて訓練しましょう。詳しくは、来月号でお知らせします。

ポイント

いろんな情報発信手段を使おう

- ・たくさんの人に知ってもらう為に、いろんな情報発信手段を使いましょう。

印刷物 : 誰にでも広く伝えるには印刷物を配布するのが有効です。

SNS : 若い人を中心に普及が進んでいるため、若い人に伝えるには有効です。

ホームページ : いつでも見ることができます。また、記録として残るので過去のことを見るのにも役立ちます。

口コミ : 最も広がるのはなんといっても口コミです。



活動をみんなに知ってもらうことが大事ナン!



1. 会議の進め方

(1) 会議前の準備

- ・案内文は、遅くとも1週間前には届くように送りましょう。会議の目的や、開始時刻と終了予定時刻を書いておきましょう。
- ・レジユメ（議事進行表）を作成しましょう。レジユメを作成すると、話し合いの方向性が定まったり、時間配分を意識しながら会議を進められるようになりたりするなど、効率よく話し合いを進められるようになります。レジユメに意見がほしい内容についても記載しておく、会議で意見が出やすくなります。

第〇回 〇〇地区 〇〇〇〇検討会	日時：令和〇年〇月〇〇日（〇） 〇：〇〇～〇：〇〇 場所：〇〇公民館
<p>〈次第〉</p> <p>1. 開会あいさつ</p> <p>2. 報告事項（〇分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 <p>3. 協議事項（〇分）</p> <p>(1) 今後の進め方について【資料1】</p> <p>(2) 規約について【資料2】</p> <p>4. 閉会あいさつ</p>	
次回 〇月〇日（〇） 〇〇公民館	

第〇回 〇〇地区 〇〇〇〇検討会	日時：令和〇年〇月〇〇日（〇） 〇：〇〇～〇：〇〇 場所：〇〇公民館
<p>〈次第〉</p> <p>1. 開会あいさつ</p> <p>2. 報告事項（〇分）</p> <p>(1) 経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇月〇〇日（〇） 〇〇会議で〇〇を決定 ・〇月〇〇日（〇） 〇〇を開催 <p>3. 協議事項（〇分）</p> <p>(1) 今後の進め方について【資料1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織の名称は「〇〇協議会」でよいか。 ・今回と次回で規約の作成に取り組むということで進めてよいか。 <p>(2) 規約について【資料2】</p> <p>①部会の構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会の名称は、〇〇部、〇〇部、〇〇部、〇〇部でよいか。 <p>②役員構成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員は規約案のとおりでよいか。他に入れるべき役員はないか。 <p>4. 閉会あいさつ</p>	
次回 〇月〇日（〇） 〇〇公民館	

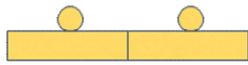
△項目のみ記載したレジユメの例

○意見がほしい内容も記載したレジユメの例

- ・必要に応じて資料を作成しましょう。事前に参加者に読んでおいてほしいものがあれば、案内文と一緒に送っておくと、当日スムーズに話し合いを始められます。

(2)会議当日の準備

- ・イスや机の並べ方を工夫しましょう。

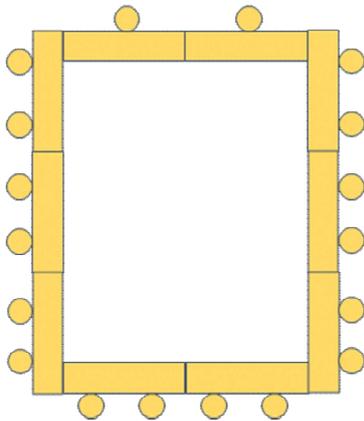
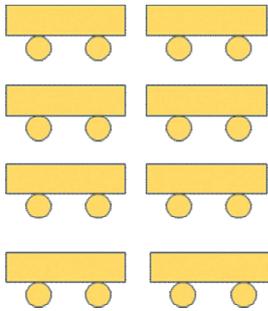


スクール型

講演や説明会など、多くの人に伝えたいことがある場合に向いています。

○メリット：全員が前を向いて話を聞ける。省スペース。

△デメリット：参加者どうしの顔が見えないので、意見交換がしづらい。



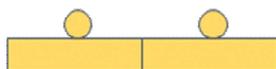
口の字型

参加者どうしで意見交換を行いながら、物事を決定したい場合に向いています。

○メリット：参加者どうしの顔が見え、意見が言いやすい。

△デメリット：スペースをとるので大人数では難しい。

参加者どうし距離が遠い。

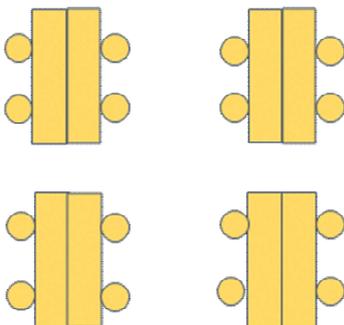


グループ型

小グループに分かれて話し合ってもらい、後でグループ代表者にまとめた意見を発表してもらう「グループワーク」を行う際の形です。多くの人々の意見を引き出したい場合に向いています。

○メリット：参加者どうしで意見を言いやすい。省スペース。

△デメリット：前で説明をするのを聞きづらい。



- ・開始前や休憩中に音楽を流したりするとなごやかな雰囲気になります。

(3)会議の進め方

- ・司会者は上手に発言を引き出すために、できるだけ全員に声をかけ、みんなで決めたという満足感のある会議になるよう努めましょう。
- ・発言しやすい環境や雰囲気をつくるようにしましょう。例えば、会議の「きまりごと」(申し合わせ事項)を決めることなどが有効です。

【きまりごとの例】

- ★人の意見を最後まで聴く。
- ★意見を全否定せず、自分の考えと異なる意見も一つの意見として受け入れる。
- ★1回の発言は○分まで（みんなが等しく発言できるように）。
- ★発言は手を挙げ、司会者（進行役）の許可を得てから行う。

- ・会議は十分な話し合いが必要です。時には、結論を次回にまとめることとして、言いたいことを言い尽くすことも大切です。

2. 規約例

〇〇地区 地域運営組織「△△△△」規約（例）

第1章 総則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、〇〇地区 地域運営組織「△△△△」（以下、「本会」という。）と称し、事務所を〇〇〇〇〇〇内に置く。

・地域運営組織の名称は「〇〇地区振興協議会」、「〇〇地区自治協議会」など、自由に決めることができます。ただし、区域を明確にするため、どこかに必ず地区名を入れてください。

・事務所は公民館や地区内の空き施設等を活用することが考えられます。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本会は、邑南町〇〇地区（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、誰もが安心して暮らせるコミュニティの構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

・活動範囲となる地区を明記してください。必要に応じて集落名等を記載してもかまいません。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 会員相互の連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

（地域計画）

第4条 本会は中長期的な指針である地域計画を定め、それに基づいて事業を行う。

- 2 地域計画は〇年に一度改訂を行う。
- 3 地域計画の策定及び改訂は総会において承認を得るものとする。

第2章 組織

（会員）

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

・地区住民（個人）だけでなく、地区で活動する個人、団体、事業所なども会員となれることを明記してください。

- (1) 地区に居住する住民。
- (2) 地区で活動する個人、団体。
- (3) 地区に住所を置く事業所。
- (4) その他会長が必要と認めるもの。

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

議決の方法を明確に定めて、民主的な運営が確保されるようにしましょう。
総会をすべての会員（委任状提出者を含む）で行う場合と、代議員で行う場合が考えられます。

・全会員で行う場合は、より多くの住民、構成員の声を組織の意思決定に反映させることができます。

・代議員で行う場合は、迅速な意思決定を優先し、組織の機動性を高めることができます。

(総会)

第7条 総会は、すべての会員／代議員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席者／出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員／代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び活動計画、事業報告に関すること。
- (2) 役員を選任・解任に関すること。
- (3) 規約に関すること。
- (4) 地域計画に関すること。
- (5) その他本会の重要な運営に関すること。

4 総会は、会員／代議員の過半数の出席により成立し、出席者／出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。

6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の

事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 8 副部会長及び会計の任期は、役員の任期に準じる。
- 9 部会は、部会長が招集する。
- 10 部会は、次のとおりとする。
 - (1) ○○部会
 - (2) ○○部会
 - (3) ○○部会
 - (4) ○○部会
 - (5) ○○部会

(運営会議)

第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。

- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

第3章 代議員

(代議員)

第11条 代議員は、集落の代表者、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

2 代議員の定数は、〇〇人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第12条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

総会を代議員制で行う場合のみ記載してください。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長 各部会1名

2 会長、副会長及び会計は、部会長を兼務できる。

3 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第15条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(副会長が複数名置か

れている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって) その職務を代行する。

(3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(5) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員任期)

第17条 役員任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 財務

(経費)

第18条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第19条 本会の会費は○円とする。

・「一世帯及び団体につき」または「一人につき」
・「月○円」または「年○円」

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

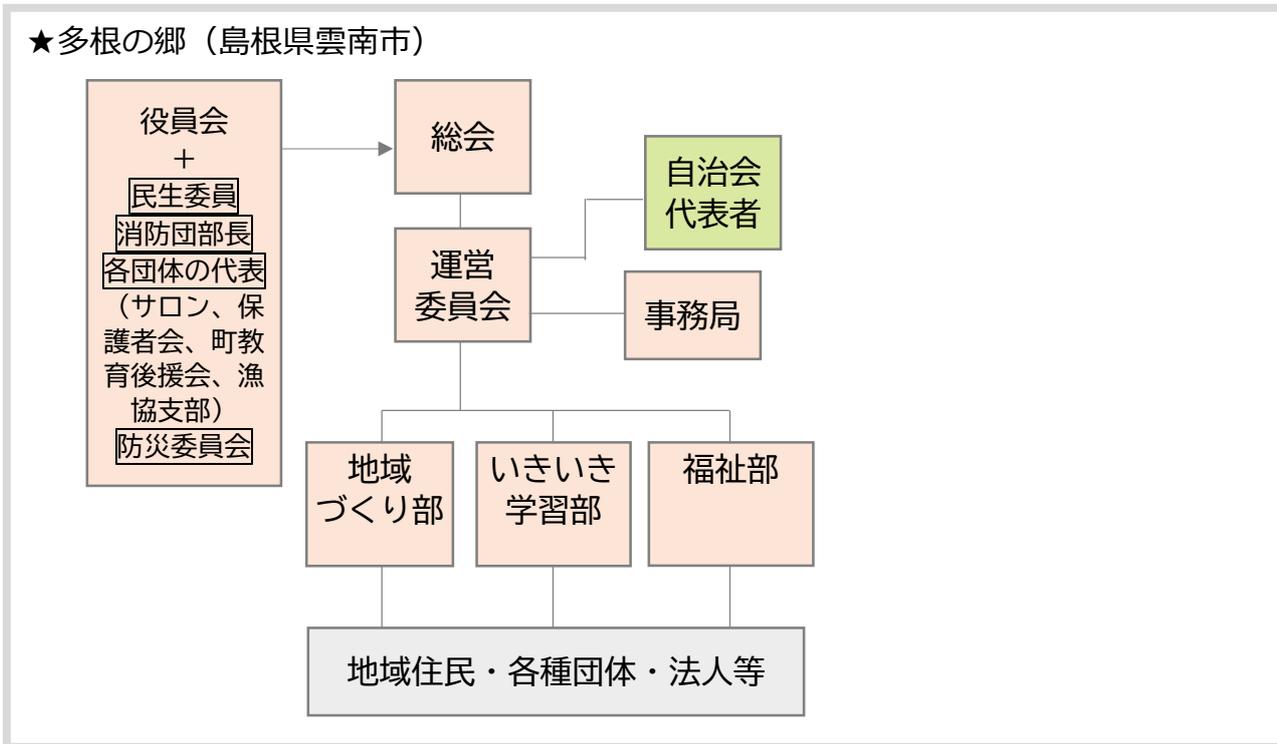
附則

1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。

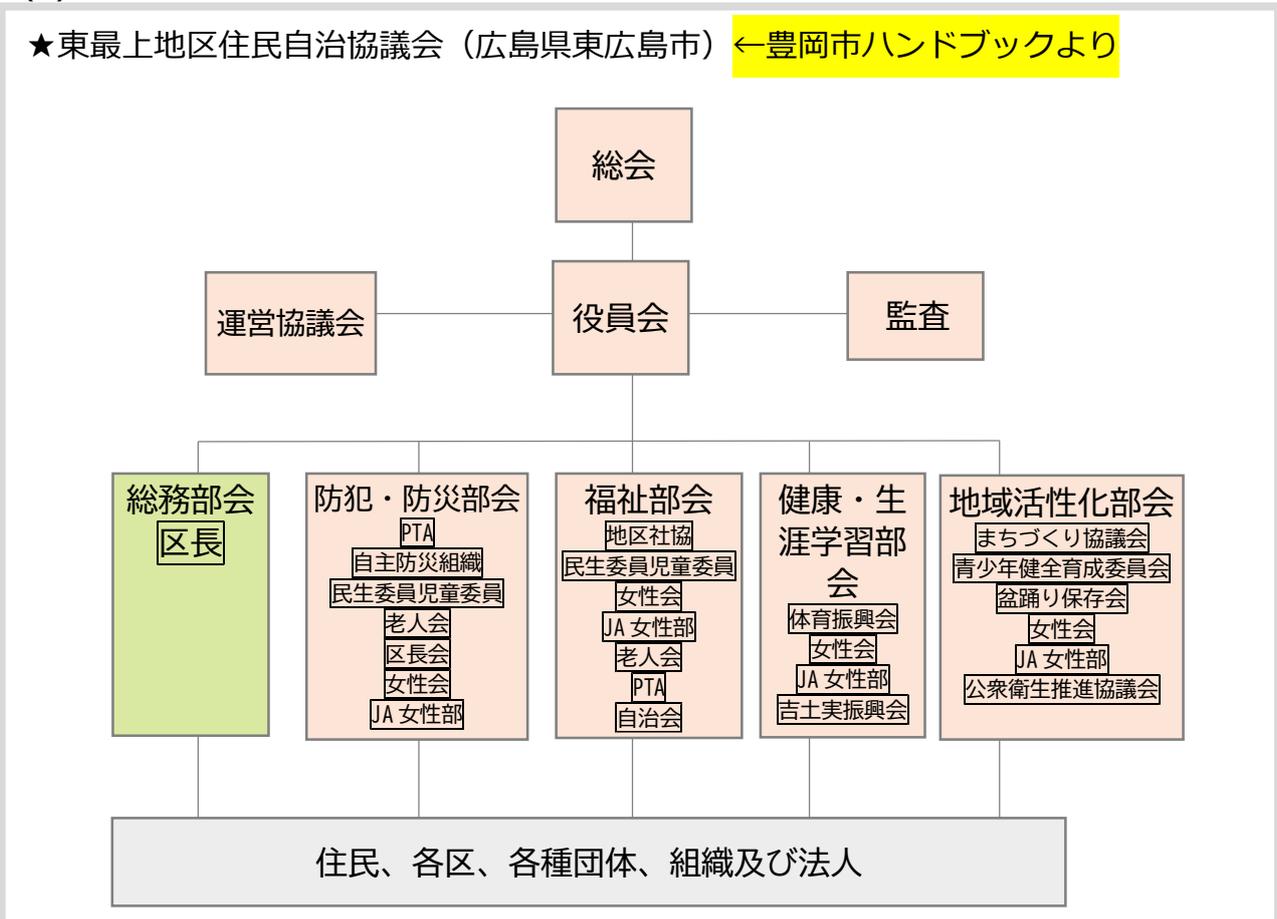
2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から○年○月○日までとする。

3. 組織構成の例 ⇒掲載する際に団体に確認が必要

(1)集落代表役員型

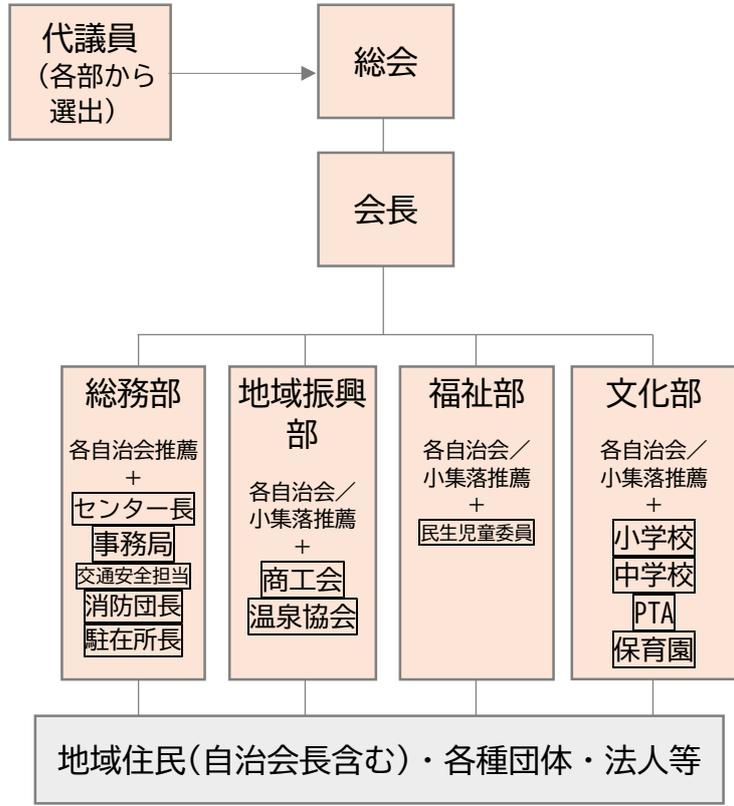


(2)集落代表部会型



(3)集落代表部会員型

★志学まちづくり協議会（島根県大田市）



(4)集落代表代議員型

★跡市地区まちづくり協議会（島根県江津市）

